

## 北浦和 14 期ハイキングクラブ規約

1. 目的：ハイキングを通して、部員相互の親睦を図ることを目的とする。
2. 部員：部員はシニアユニバーシティ校友会 北浦和校 第14期生により構成する。  
別途14期生以外でハイキングに精通した方を準部員として入部させることがある。
3. 役員：任期を1年とし留任を妨げない。  
部長 1人  
副部長 2人
4. 年会費：2000円  
上期（4月～9月）下期（10月～3月）各期1000円とする。  
期の中で入部した場合も同額とし、中途退部した場合は返却は行わない。  
準部員は、年会費は不要とし例会開催毎に¥300.徴収する。  
\*会費の繰越はしない事を原則とし、余剰金は会員の了承をもとに忘年会、新年会及びその他の費用に還元するか或いは返金する。
5. 下見及び費用：各月担当者が下見を必要と判断した場合は実施し、費用の一部を補助する。補助は最大2000円とする。
6. 実施日：例会は原則として第2日曜日とするが、雨天・連休等の事情で第3日曜日に変更することもある。各月担当者に一任する。
7. 担当者：年間1人2回は企画を担当する（企画委員の活用）  
担当者はハイキング先のパンフレットを作成しHP掲載の手配を行う。  
担当者が不慣れな場合は経験者がサポートする。
8. 出欠席の報告：部員はHPの会員のページ「調整さん」に出欠席を書込み報告する。
9. 例会中止の判断：担当者は前日中に連絡網で中止の旨を連絡する。  
中止の場合、後日改めて変更内容をHP等を通して連絡する。
10. 会議：部員の要求又は役員が必要と判断した時に開催する。
11. 部員間の連絡方法：連絡網・連絡用リストを活用する。
  - ・ 緊急の場合：連絡網を活用して電話連絡を行う。
  - ・ 緊急を要さない場合：HP、FAX、Mail等を活用する。

以上